

インボイス制度について！

2022年11月1日

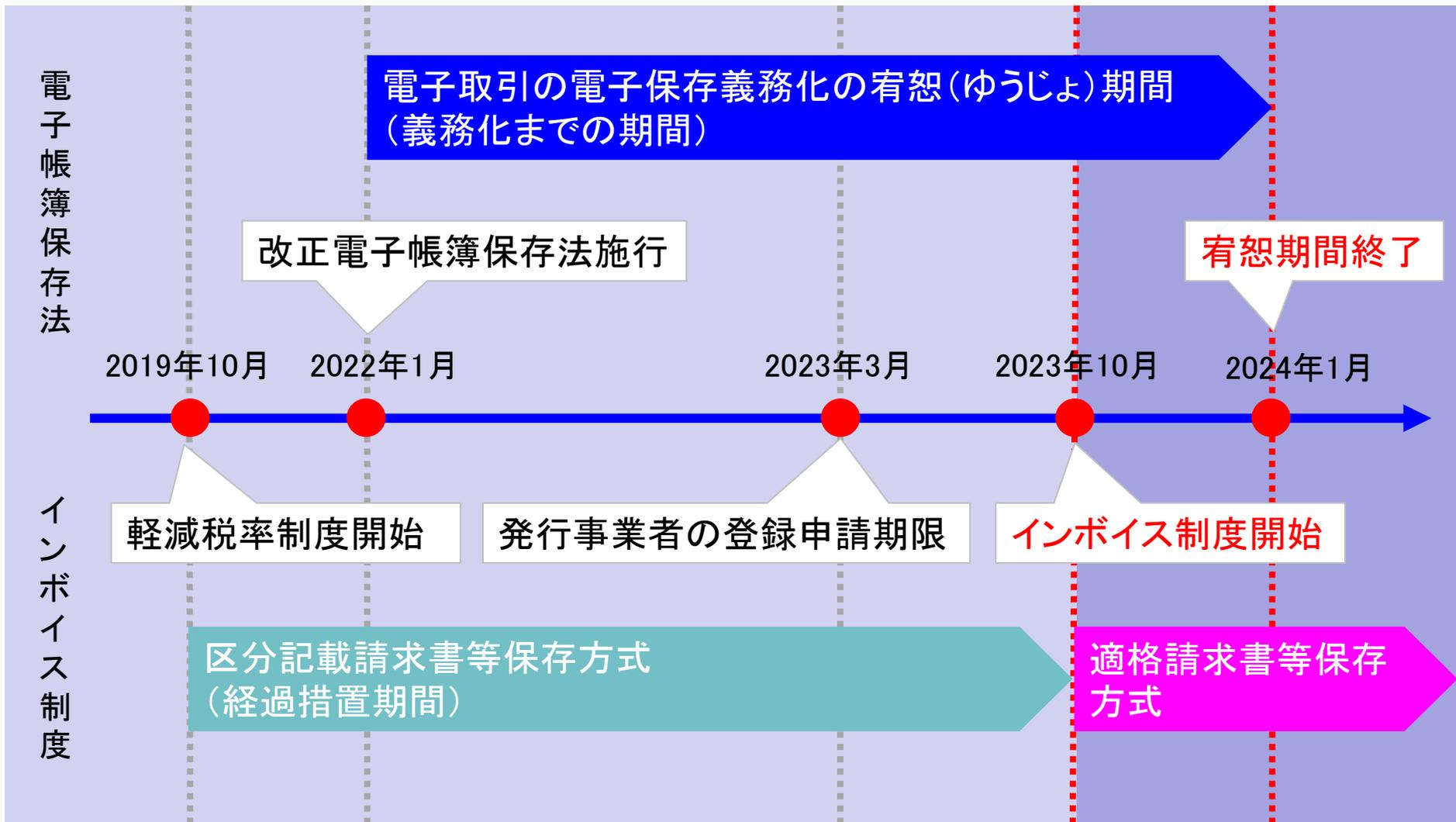
夢と技術の経営研究所

目次

1. 改正スケジュール
2. 業務の変化
3. インボイス制度の概要ー1
4. インボイス制度の概要ー2
5. インボイス制度の概要ー3
6. インボイス発行事業者の登録要否の判断
7. 売手としての準備
8. 買手としての準備
9. 適格請求書
10. 区分記載請求書
11. まとめ

1. 改正スケジュール

◎ 改正スケジュール



出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

2. 業務の変化

インボイス制度の開始や電子帳簿保存法の改正により、事業者の業務には以下のような変化がある。

◎ 請求書の発行・受領方法が変わる

発行側(売り手/受注側)	(適格請求書発行事業者)適格請求書を発行する
受領側(買い手/発注側)	(一般課税の課税事業者)取引先から適格請求書を受領する(取引先に適格請求書の発行を求める) (一般課税の課税事業者)3万円未満の請求書や領収書も受領する (一般課税の課税事業者)適格請求書を発行した取引先が、取引日時点で「適格請求書発行事業者」としての登録があるかを確認する

◎ 請求書などの信憑の保存方法が変わる

発行側(売り手/受注側)	電子データで発行をした証憑は原則として電子データでの保存が必要
受領側(買い手/発注側)	電子データとして受領をした証憑は原則として電子データでの保存が必要

◎ 会計の仕分方法が変わる

発行側(売り手/受注側)	
受領側(買い手/発注側)	(一般課税の課税事業者)「適格請求書」かそれ以外かを区分して仕訳をする

3. インボイス制度の概要ー1

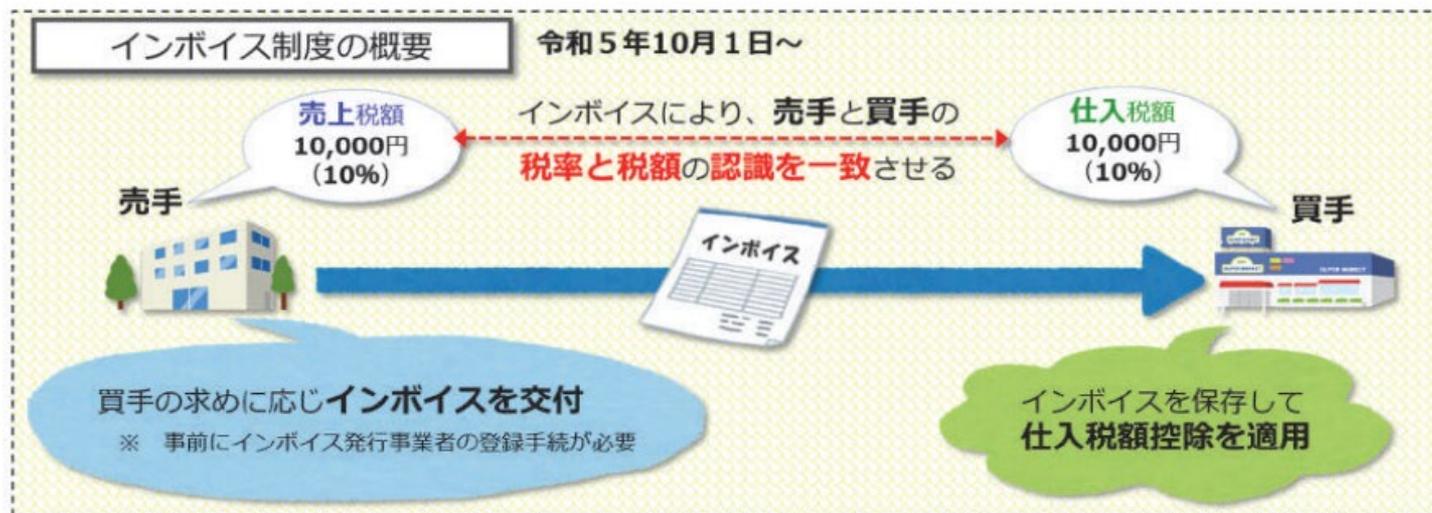
◎ インボイス制度とは、複数税率の導入後、消費税の仕入税額控除の金額を正しく計算するために導入される制度である。売手(受注側)が、買手(発注側)に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段としてインボイスを交付し、買手(発注側)は売手(受注側)より交付されたインボイスを保存することで、仕入税額控除の要件を満たすことになる。ここでいう「インボイス」とは、請求書などの証憑書類において消費税法上、一定の記載要件を満たしたものを指し、正式には「適格請求書」という。

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければならない。(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある。)

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となる。



4. インボイス制度の概要ー2

◎ インボイスの具体的な内容

2019(令和元)年10月1日
軽減税率制度開始

2023(令和5)年10月1日
インボイス制度開始

請求書等保存方式

記載項目
①発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容
④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称

区分記載請求書等保存方式 (現行制度)

記載項目
①発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容
④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称
⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額

適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

記載項目
①発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容
④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称
⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額
⑧税率ごとの消費税額及び適用税率
⑨登録番号

出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

5. インボイス制度の概要—3

◎ インボイス発行事業者

適格請求書発行事業者には課税事業者でなければ登録できず、免税事業者はインボイスの発行ができないため、取引の停止等これまでの関係性に影響が生じるリスクがある。そのためインボイスを発行できない免税事業者は、課税事業者となり適格請求書発行事業者として登録するか、現在のまま免税事業者でいるかの経営判断をする必要がある。

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



6. インボイス発行事業者の登録要否の判断

◎ インボイス発行事業者の登録要否の判断

まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

7. 売手としての準備

◎ 売手としての準備

次に売手としての準備に取りかかりましょう



取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

8. 買手としての準備

◎ 買手としての準備

その次に買手としての準備に取りかかりましょう

簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

9. 適格請求書

記載項目
①発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容
④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称
⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額
⑧税率ごとの消費税額及び適用税率
⑨登録番号

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

スーパー○○
東京都…
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
内 消費税額		¥24
10%対象		¥550
内 消費税額		50
* 軽減税率対象		
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。⇒「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理についてはP9

10. 区分記載請求書

帳簿と区分記載請求書の記載事項

記載項目
①発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容
④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称
⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額

帳簿の記載事項	区分記載請求書の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※
	※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載を省略できます。

※ 区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

帳簿と区分記載請求書の記載例

請求書

株〇〇御中

XX年11月2日

(XX年11月2日取引分)

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目 (株△△)

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】
これ以外に、例えば次のような方法があります。

- 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳(仕入れ) (株〇〇)

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株△△ 雑貨	22,000	
11	2		株△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮		⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

11. まとめ

- ◎ 小規模事業者・中小企業は、インボイス制度への対応を行う必要がある。必要とされる最低限の対応は以下の通り。

<インボイス制度>

- ◎ 免税事業者は、課税事業者となり適格請求書発行事業者として登録するか、現在のまま免税事業者でいるかの経営判断をする。
- ◎ インボイスを発行すると経営判断をした場合、適格請求書発行事業者の登録申請を行う。
- ◎ 簡易課税制度を適用するかの判断をする。

夢と技術の経営研究所
www.yumegi.com